

るが如き行爲は絶対に之を避けざるべからず。

一、雖然、參政權は在郷軍人に附與せられたる正當の權利たるを以て、假令在郷軍人會に籍を有する者と雖も、個人として政治運動をなすは毫も支障なきのみならず、何人と雖も、職權を以て、此權利に干渉すべき限りのものにあらざるなり。故に在郷軍人が個人として明倫會に入會し、政治的行動をなすは自由の權利にして、毫も違法にあらざるなり。若し吾人の此正當の權利を妨害せむとする者あるときは吾人は斷乎として之を糾彈せむとす。

斯の如く明倫會と在郷軍人會とは毫も兩立し難き性質のものにあらず。兩者各其本分を嚴守する以上兩者の衝突を來すが如き事は、絶対に有り得べからざるものと信す。

三、陸海軍部と明倫會との關係。陸海軍が政争の渦中に投ずるは、國軍成立の根本方針に反し、其成立を危うするものと信するを以て明倫會としては、陸海軍當局乃至現役軍人と氣脈を通じ、或は提携し、或は其援助庇護の下に行動し或は之に依て會の發展を計らむとするが如き行爲は絶対に之を避けざるべからざるものと信す。

雖然明倫會は軍部に對し殊更に反對するが如き企圖を有するものにあらず、在郷軍人を中堅とする本會は、成し得る限り、軍部當局を援助鞭撻して國防の充實を期せむと欲するものなり。

四、不羈獨立の明倫會。世上往々、明倫會が其政治團體と關係し、或は二三特種の政治家權勢等と氣脈を通じあり等諸種の風評あるも、是れ全然虚構の流言に過ぎず、明倫會は、正々堂々、正義の旗幟の下に行動する獨立獨

歩の團體たる事を茲に明言して憚らざるなり。

五、明倫會の經費。明倫會の經費は規約に明示する通り、會員の贖金及會費に據るを原則とするも、今日迄は之を實行し居らずして、吾々の間に於て、適當の方法を講じ取立て支障なきを以て、當分は此儘に進行する方針なり。但し經費の出所其他に就ては、厶耗だも不正不淨のものなきことを絶対に保證す。又將來本會發展の曉、到底現狀を以て推移し難き場合には御相談の上、適當の方法を講ぜんとす。

地方支部に要する經費は支部に於て負擔するを原則とす。

六、政務調査機關に就て。將來政務調査の機關を設置し度き希望を有するを以て各方面の權威者の入會勧誘あらん事を望む。

七、他團體との提携。將來各地方に明倫會と主義主張を同する團體成立したる場合、當該支部は豫め本部諒解の上、事情の許す限り之と提携するものとす。

明倫會設立經過

田中陸軍大將を中心とする若干の同志は愛國の念止み難きものあり、昨七年初頭より明倫會組織の準備を開始し、五月一日主義綱領及聲明書を發表した。該主義綱領は爾後若干の修正を経て本會の根本精神は全く確立した。